

[事案 2020-134] 解約取消請求

・令和3年4月20日 裁定終了

<事案の概要>

解約時に家族を同席させなかったことを不服として、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年5月に契約した一時払終身保険を解約し、その解約返戻金を原資として、平成30年10月に募集代理店を介して他社保険契約に加入したが、以下の理由により、解約を取り消してほしい。

(1)保険料の負担を軽減するため、平成28年11月から12月にかけて保険契約の見直しを行い、その際、自分の三女が募集人に対して、これ以上保険契約の勧誘をしないこと、必要がある時は家族を立ち合わせることを申し入れたが、募集人は、家族の同席なく本契約を解約した。

(2)解約にあたって、デメリットの説明がなく、説明が不十分であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人の三女から申し入れは受けていない。

(2)募集人は、申立人に対し、累計保険料や解約払戻金に差が出ることを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等の有無を確認するため、申立人、申立人配偶者、長女、次女および三女ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。